

重要性分類Ⅱ

別表第二の二

都道府県	支給地域	級地	支給割合
北海道	札幌市	六級地	百分の一・八
宮城県	仙台市	五級地	百分の三・六
茨城県	水戸市	四級地	百分の六・〇
栃木県	宇都宮市	五級地	百分の三・六
群馬県	前橋市、高崎市	六級地	百分の一・八
埼玉県	さいたま市	三級地	百分の七・二
千葉県	千葉市	四級地	百分の六・〇
東京都	特別区	一級地	百分の十・八
神奈川県	横浜市	三級地	百分の七・二
富山県	富山市	六級地	百分の一・八
石川県	金沢市	六級地	百分の一・八
福井県	福井市	六級地	百分の一・八
山梨県	甲府市	五級地	百分の三・六
長野県	長野市	六級地	百分の一・八
岐阜県	岐阜市	六級地	百分の一・八
静岡県	静岡市	五級地	百分の三・六
愛知県	名古屋市	三級地	百分の七・二
三重県	津市	五級地	百分の三・六
滋賀県	大津市	四級地	百分の六・〇
京都府	京都市	四級地	百分の六・〇
大阪府	大阪市	二級地	百分の九・〇
兵庫県	神戸市	四級地	百分の六・〇
奈良県	奈良市	四級地	百分の六・〇
和歌山県	和歌山市	六級地	百分の一・八
岡山県	岡山市	六級地	百分の一・八
広島県	広島市	四級地	百分の六・〇
香川県	高松市	六級地	百分の一・八
福岡県	福岡市	四級地	百分の六・〇
長崎県	長崎市	六級地	百分の一・八

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成十八年四月一日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。